ごあいさつ

本市では、平成 20 年度に、障害者自立支援法に基づき、障がい福祉サービス等の必要なサービス見込量とその確保策等を定めた「京田辺市障害福祉計画　平成 21 年度～23 年度 (第２期)」を、平成 21 年度には、障害者基本法に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等、本市の障がい者福祉の基本となる「京田辺市障害者基本計画　平成 22 年度～平成 27 年度（第２期)」を策定し、障がい者施策を推進してまいりました。

現在、障がいのある人を取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。国においては、障害者虐待防止法の成立や障害者基本法の改正、障害者自立支援法の見直しに向けた検討など、障がいのある人への施策はめまぐるしく変化しております。

こうした変化に加え、今後、障がいのある人の福祉ニーズも多様化していくことが考えられますが、本市をはじめとする地方自治体に求められる役割は、障がい福祉及び地域生活支援事業等のサービスや支援の充実を図り、障がいのある人が住み慣れた地域で人と人との絆によるぬくもりを感じながら暮らし続けられるような体制づくりであると考えております。

このたび、国における各種制度の改正や本市の障がい者を取り巻く現状等を踏まえ、本市で進めるべき障がい者福祉施策を取りまとめた「京田辺市障害者福祉計画　平成 24 年度～平成 26 年度（第３期)」を策定いたしました。

本市といたしましては、障がいのあるなしにかかわらず、「すべての人が自分らしく暮らしていけるまち」の基本理念の実現に向け、本計画を推進してまいりますので、市民の皆様のさらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたりまして、熱心にご審議賜りました京田辺市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、協力いただきました当事者団体、事業所の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

平成 24 年３月

京田辺市長　　石　井　明　三